



マイナンバー制度、 ふるさと納税 について

※ はじめに

確定申告時期を無事乗り越えた3月中旬以降一気に暖かくなり、気づけば4月。

桜を見て穏やかな気持ちになり、新入社員のフレッシュな姿を見て、やる気が湧いてくる。モチベーションが高まる大好きな季節です。

とはいえ季節の変わり目のため花冷えの気候に逆戻りすることもあると思います。体調管理に気をつけながら頑張っていきます！！

さて、今回の事務所通信では、最近よく目にするようになったマイナンバー制度。4月から運用開始のふるさと納税のワンストップ特例制度の2つを取上げてお伝え致します。

※ ワンポイント解説

1. マイナンバー制度について

平成28年から運用が開始されるマイナンバー制度。最近よく目にするようになったものの、あまり気にしていなかったという方も多いと思います。

まずは概略を掴んで頂くことに主眼を置いて簡単にご紹介していきます。

2. ふるさと納税について

この4月からふるさと納税ワンストップ特例制度の運用が開始しています。確定申告が不要となる可能性がございますので、今までより気軽にふるさと納税ができます。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

熊野本宮大社に参拝してきました。

ワンポイント解説

I. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は平成 27 年 10 月から番号通知が始まり、平成 28 年 1 月から実際に運用が開始されます。

個人及び会社の経営両方に関わる制度になりますので、まずは概略を掴んで頂くことに主眼を置いて、今回の事務所通信で取上げます。

1. マイナンバー制度とは

現在、基礎年金番号、健康保険被保険者番号、納税者番号、住民票コード、雇用保険被保険者番号等々・・・、各行政機関が個別に番号割り当てて管理しております。

それぞれが管理する縦割り行政では非効率が生じているため、同じ番号で管理し国民の利便性を高めることを目的として導入された制度です。

要約すれば個人、法人それぞれに番号を付し、それを元に一括して管理しますよという制度です。

なお、現段階での個人マイナンバーの利用範囲は、『社会保障制度(年金、医療、介護、福祉、労働保険)』『税制(国税・地方税)』『災害対策に関する分野』に限定されております(法人は制限なし)。

2. いつから開始?

マイナンバー制度は平成 28 年 1 月から運用開始となります。

3. 番号の通知も平成 28 年 1 月から?

平成 27 年 10 月から順次通知が始まり、それを基に平成 28 年 1 月から運用開始となります。

4. どこから通知されるの?

(1)個人

住民票の住所に「通知カード」が送付されます。この

カードに自身の 12 桁の番号が記載されています。

また、番号が推測できないように家族であっても全く違う番号が付される予定となっております。

(2)法人

国税庁から書面により 13 桁の番号が通知されます。またインターネット上でも『名称』『所在地』『法人番号』が公表される予定となっております。

5. どこで使用するの?

税務関係書類(申告書、法定調書、年末調整、源泉徴収票等)に記載することが求められます。

個人で会社勤めの方は会社に自身の番号及び扶養家族の番号を提示する必要があります。

法人では、従業員や家主その他一定の報酬の支払先(弊所はここに該当します)も含めて番号をしっかりと把握する必要がありますし、支払先から番号の提示を求められれば提示する必要があります。

代表的なものについて具体的に示しておきます。

(1)法人税申告書

平成 28 年 1 月 1 日以降開始事業年度にかかる申告書
(一般には平成 29 年 2 月 28 日以降に提出する申告書)

(2)所得税申告書

平成 28 年 1 月 1 日に属する年度分以降の申告書
(一般には平成 29 年 3 月 15 日期限の確定申告書)

(3)法定調書

平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭の支払いにかかる法定調書(平成 29 年 1 月 31 日期限の法定調書)

※今まで提出されていない方もいらっしゃるかと思いますが、提出していない場合の罰則が強化されるかも知れません。

(4)申請書、届出書

平成28年1月1日以降提出するもの

6. 留意すべき点

留意すべき点は『番号をどうやって収集するか』『番号をどうやって管理するか』でしょう。従業員がいる会社・事業者では今までより確実に手間が増えることとなります。

また、非常に重要な個人情報にあたることから収集した番号について厳重に管理する必要があり、もし番号を漏えいさせてしまった場合には罰則が設けられています。この点は弊所も含め会社・事業者にとって特に頭が痛いところだと思います。

ただ、手間だからといってほったらかしにしても逃げられません…。いずれやらなくてはいけないことです。

これから情報もどんどん開示されてくると思いますが、今回は概略を掴んで頂くことが目的です。まずは最低限平成27年10月以降に従業員の番号収集が必要ということは頭に入れておいてください。

7. 武原事務所からのお願い

弊所で年末調整・法定調書といった業務をご依頼頂いているクライアント様につきましては、上記のとおり書類に番号を記載する必要がある関係上、番号収集等で今までよりお手間を感じるようになると思います。

この点は新たな制度導入による影響のためやむを得ないものとして許容して頂き、ご協力をお願い致します。

図：番号通知の流れ

**Ⅱ. ふるさと納税について**

1月号のGuide postでも取上げたふるさと納税について、この4月から『ふるさと納税ワンストップ特例制度』が創設され運用開始となっております。

1. ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？

従前ふるさと納税を行った場合、確定申告をする必要がありました。地元を応援したい！豪華な賞品が欲しい！でも確定申告は面倒だ…。という方もいらっしゃるのではないでしょうか？今回の制度創設により確定申告が不要となる可能性があります。

2. 確定申告は不要にしたい！どうやって？

手続きは簡単です。寄付をする際にパソコン上で処理を進めていると、下記図のような項目が出てきます。こちらにチェックを入れるだけです。これにより寄付先の市町村がお住まいの市町村に連絡をし、処理完了となります。

最後に要件の確認です。

(1)平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税であること。1月1日～3月31日に既にふるさと納税をされている方は確定申告が必要です。

(2)寄付先は5団体までの都道府県・市町村。

※なお、医療費控除等で確定申告をされる方は、手続きをしていても今まで通り確定申告で寄付金控除の記載が必要となりますのでご注意ください。

寄附金控除の申告代行の希望の有無

お住まいの市区町村（住民税課税地）への寄附金控除の申告代りを希望する。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフ近況 ☆(武原)

熊野本宮大社に参拝してきました。境内の澄み渡った空気を感じ凜とした気持ちになりました。

初めて訪れましたが厳かで神秘的な雰囲気がありパワーをもらった気がします。

世界遺産に指定されていることから混雑覚悟でしたが、非常に静かで良い雰囲気を楽しめました。

